

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和3年11月12日（金）午前10時 議場

出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）今 城 雅 子
安 達 卓 是 岡 田 啓 介 奥 岩 浩 基 門 脇 一 男
土 光 均 又 野 史 朗

欠席委員（0名）

議長及び副議長

岩崎議長 前原副議長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐

傍聴者

森谷議員

報道関係者0人 一般0人

協議事件

- 1 米子市議会基本条例の検証について

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○稲田委員長 ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日は、お配りしております資料のとおり、協議事件1として、米子市議会基本条例の検証について、資料1、2に沿って行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

早速、資料1を御覧ください。こちらは検証結果についてということで、半分から右側の評価内容につきまして、先ほど私と、それから今城副委員長、議会事務局とで協議をいたしました。またその後も推敲を重ねまして、これまでこの委員会で議会基本条例の検証をしていく中で、委員の皆様からの発言あるいは事前に提出された資料等々の内容をいろいろな角度から勘案させていただきまして、評価内容ということで記載させていただいております。まずは御確認いただいておりますが、いかんせん、いろいろな意見がこれまで出ておりますので、これを全て網羅することは、申し訳ございませんが、なかなか難しい作業でございますので、皆様方の意見を多くは吸い上げているつもりではございますが、そのような意図を酌んでいただきまして、願わくばこちらの内容で御了承いただければと思います。一応、11月30日までに、この辺をちょっと確認したい等があれば、議会事務局のほうへ御一報ください。もしないようであれば、皆様了承いただいたというふうに理解させていただきまして、この内容で決定ということにしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

評価内容については以上でございますので、この後、資料2に進みたいと思っております。

資料2は付言事項についてでございます。このことにつきまして、私と副委員長のほう

で以下のような流れを考えておりますので、最初にその流れをお伝えさせていただきたいと思っております。

まずは今日、提出いただきました各委員より、その内容について御発言いただきたいと思っております。記載のとおりというおっしゃり方もあるでしょうし、あるいはこの点を強調して言いたいとか、その辺り、説明の内容はお任せいたしますが、極力簡潔にお願いいたします。一つ一つ説明していただきまして、その後に、他の委員の方からこういうことを聞いてみたいという意見等々あればそれを発言いただき、それを最後まで繰り返していきたいと思っております。今日のところはそこで終わり、持ち帰りしたいと思います。

その後なんですけれども、付言事項として今日出た意見を踏まえて、それでも当初の内容でいきたいという委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、あつ、そういう意見もあるのか、では、こういったところを追加あるいは修正したいということがあろうかと思っておりますので、追加、修正をしますということであれば、11月30日までに議会事務局のほうへ提出してください。11月30日までに提出がない場合は、この当初の内容のままというふうに理解をしたいと思っております。

その後なんですけれども、随分先となりますが、12月定例会の最終日の閉会後の議会運営委員会、日付は12月21日でございます。そのときに、こちらの付言事項、当初案あるいは追加、修正を加えられたもの、いずれかになるかと思っておりますが、それについて、もう一度説明はいただきますけれども、そこで付言事項として載せる、あるいは載せないの判断をしたいと思っております。付言事項として載せる場合は全会一致、やはり皆様の意見が一致したものを載せるべきだと考えますので、そのとおりにさせていただきたいと思っております。全員の意見、方向性が固まらないものにつきましては、せっかく審議の過程にのったものでございますから、その他という書きぶりにはなりませんけれども、例えば今後の課題あるいは審議過程において出された意見とか、またちょっとそこら辺りの細かな文言の精査は至っておりませんが、付言事項ではないんですけども、形として多少言葉の文言の整理をさせていただいて短い文面にとどめたいと思っておりますが、このような意見があったということはどこかで記載を必ずさせていただきたいと思っておりますので、そのような形で進めたいと思っております。御了承いただけますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** では、今日のところは戻りますが、付言事項につきましては、提出された委員から説明をいただき、他の委員から意見をいただくというところに入りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料2、上から順に行きたいと思っておりますので、まず最初に、陳情の審査について、こちら奥岩委員または門脇委員。

奥岩委員、お願いします。

**○奥岩委員** 1つ目の陳情の審査についてなんですけど、こちら検証の際にもお話しさせていただいたんですが、市民の取扱いを、米子市民なのかどうなのかというところ、5条の4項にも係ってくるんですけど、陳情の取扱い等々の関連もございまして、その扱いを再度、再度といいますか、しっかりと検証して見直したほうがよいのではないかなというように書かせていただいております。内容、詳細につきましては記載のとおりでございます。

○**稲田委員長** 今、奥岩委員から説明がございました。

ほかの委員から何かこれについて御意見等ございますでしょうか。

土光委員。

○**土光委員** 質問です。文章で3行目で、米子市以外からの陳情のことに、このあまりにも米子市以外の住民から提出された陳情が多く、あまりにも多くというのは、多いから駄目なんですか、それとも米子市民以外から出すということがやっぱりよくない、そういった、どちらなんですか。このあまりにもという言い方が、ちょっとどういう言い回しで言ってるのかよく分かりません。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 会派で話をしまして、こちらの文言にさせていただいたんですけど、今御意見いただきましたので、持ち帰りまして、ここの文言と本意といいますか、そこについては確認させていただきますが、あまりにもといいますか、現状、陳情が米子市民以外の方からのものが多く、後段のほうですね、そちらのほうに係ってきますので、ちょっと今、土光委員から御指摘、御意見いただいたところと併せまして、後段のところ、「また」以降のところですね、米子市民の利益とは乖離していると思われるものも見受けられると、この辺も含めまして持ち帰らせていただきます。ありがとうございます。

○**門脇委員** すみません。

○**稲田委員長** 門脇委員。

○**門脇委員** 補足させていただきたいと思いますが。そうですね、今、土光委員から御指摘いただきましたけど、米子市民以外の場合、じゃあ、少なかったらいいのかということではございませんので、ちょっと表現の仕方が誤解を受けるような表現でしたので、ここは少し訂正させていただきたいと思います。

○**稲田委員長** よろしいですか。

土光委員。

○**土光委員** 先ほど奥岩委員から見直すというふうに触れられたんですが、「また」以降のところ、米子市民の利益とは乖離していると思われるものが見受けられる。これは陳情が、これまで出てきた陳情に関して、この陳情の内容というか、これが米子市民の利益と乖離していると思われる、そういったものが幾らかあった、見受けられるというのは、そういうのがあったというふうに言ってると思いますが、もしそういうふうに言ってしまったら、じゃあ、どれだという話で、委員会、議会として、市民から出された陳情で、これは米子市民の利益と乖離している、そういったものがあったというふうに言うのは、私はちょっと問題ではないか。もし言うんだったら、具体的にこういったものがあって、これはこうこうこういうので乖離してるというふうに言わないと、ここはよくない表現ということで。先ほど検討されるということでしたので、私はそういうふうにちょっと思ったので、そこもよろしくお願いします。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 繰り返しになりますが、先ほどお話しさせていただきましたとおりで、同じところも御指摘いただいておりますので、持ち帰らせていただきます。ありがとうございます。

○**稲田委員長** ほかがございますか。

岡田委員。

○**岡田委員** これは質問させてもらいますけども、米子市議会ですから、米子市民からの陳情ということであって、それは、米子市民以外の方は受け付けないということが基本的にいいだろうということのお考えで、これを出されたんだということによろしいんでしょうか。

○**稲田委員長** 門脇委員。

○**門脇委員** それが第一のものだと考えて、ここに出させていたでいております。

○**稲田委員長** ほかがございますか。

安達委員。

○**安達委員** この事項、いわゆる付言事項の最初のところで、米子市民から提出されたものを取り扱うよう制度の見直しをすべきであるという、ここの表現のところの中身を、制度の見直しって言うのはどこまでを具体的に言うておられるのか、もう少し補足ができたらお願いしたいです。何かすごく重たく受け止めたんですけれども、申し訳ないです。すみません、よろしくお願ひします。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 先ほどから土光委員と安達委員から御指摘いただいております。ちょっと難しい文章にし過ぎたかなと思いますので、表現も含めまして持ち帰らせていただきたいと思ひます。制度の見直しって言われると、確かにちょっと硬いかなって言うような気も思ひますので、基本的には前段、前段っていいですかね、最初の2行目のところですね、書かせていただいておりますとおり、先ほどもお話しさせていただきましたが、5条第4項のところの部分を検証をしてみてもどうかって言うようなことですので、制度の見直しを含めて検証していただきたいって言うような少し思ひが強く入ってしまったかもしれませんので、そのところは持ち帰らせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○**稲田委員長** ほかがございますか。

又野委員。

○**又野委員** さっきも出た話なんですけれども、少し意見として、米子市民の利益とは乖離していると思われる、確かに思われる人もおられると思ひますけれども、市民の利益と乖離してないというか、直結していると思ひ議員もおられるから、賛同議員としてつくわけですので、様々な意見がここら辺は出てくると思ひます。先ほどからいろいろな意見がありますので、制度の見直しをするべきであるというよりは、この提出者について何を対象にするのか再度協議をとるか、そういうふうにしたほうがいいのかなと私は思ひますけれども。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 先ほどの安達委員と同様の意見、今、又野委員からもいただきましたので、繰り返しになりますが、先ほどお話しさせていただきましたとおり、この一番最後の文言につきましても持ち帰らせていただきます。ありがとうございます。

○**稲田委員長** ほかがございますか。よろしいですね。

では、次に移りたいと思ひます。資料のデジタル化（タブレット端末の導入、ペーパーレス化）について、同じく奥岩委員。

○**奥岩委員** 2つ目の資料のタブレット化についてなんですけど、すみません、先ほどの陳

情の審査についてと同様に少し硬い文章になっておりますが、こちらを書かせていただきましたとおり、11条の2項、3項、12条、15条の2項に関わるようになりますが、最終的なところは、文章の最後のほうにも書いてありますとおり、今、紙資料で議会資料ですとか委員会資料、全協の資料、配付、確認をしているんですが、そちらの電子化ですとか、タブレット端末と議会専用のアプリがございますので、そちらのほうを活用の検討をしてみてもどうかというようなことでございます。その背景といたしましては記載のとおりでございますが、すみません、冒頭申し上げましたとおり、少し硬い、厳しめの文章になっているかもしれませんので、また御指摘いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○稲田委員長** では、他の委員から意見がありましたらお願いいたします。

岡田委員。

**○岡田委員** 時代の流れ的にも当然こういった方向に行くのが自然だろうというふうに思いますので、あとはその時期の問題であるとか、どういう、一気にやってしまうのか、徐々にやるのかということだろうと思うんですけども、これはもう明らかに推し進めていくべきことだろうというふうに思うという意見を述べさせていただきます。

**○稲田委員長** ほかございますでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 質問です。この文章の下から2行目で、的確な情報収集や時間、場所を問わず、議員同士や議会事務局との綿密な連携が可能となり、これは、議員同士、時間とか場所を問わず、紙資料を持ってなくても、いつでも資料が見れるというふうにイメージ分かる、そこは分かります。この議会事務局との綿密な連携というの、ここがちょっとイメージ湧かないんですけど、どういったものを考えてる、想定しているんですか。

**○稲田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** こちら、少し前に会派のほうで勉強会をさせていただいたので、そこもちょっと内容が頭にあって入ってしまっているの、分かりづらく、申し訳ございませんでした。前段の部分、的確な情報収集や時間、場所を問わずっていうところは御理解いただけたということで、ありがとうございます。

後段の部分、議員同士や議会事務局との綿密な連携というところなんですけど、こちら、先ほど少し触れましたが、タブレット端末に多くの議会採用されておられますアプリには、議会のスケジュールの管理機能ですとか、あとは表決システムですかね、今、本議会では起立採決が多いんですけど、表決システムをタブレットのところを押せるようになっていたりですとか、そういったところございますので、いろいろなタブレットに入っている機能含めまして、議会事務局との綿密な連携というような記載をさせていただいております。それとは別に、資料のほうも、議会事務局の方に今御用意していただいて、印刷したものを配付していただいているんですが、タブレット配付というような場合になった場合、クラウドシステムで一括でデータが瞬時に共有されますので、その辺も含めまして連携がスムーズにいくのではないかと記載させていただいております。今お答えさせていただきましたが、もしかするとほかにもメリットがいっぱいあるかもしれません。

**○稲田委員長** よろしいでしょうか。

では、次に進みます。

研修について、今城委員、お願いいたします。

**○今城委員** 記載のとおりではあるんですけども、まず最初の第11条1項のところは、検証結果のところにもありますが、11条1項、同じところで、研修は行われたが、時期を逸しており、改選後、速やかに実施する必要があるという、そういう評価内容を検討させていただいたところなんですけれども、これを受けてということで、速やかにすべきだというところがまず前段の1項のところですよ。

2項のところについてなんですけど、検証の評価表の、皆さんと検討させていただいたときに、評価表のほうでも具体的な形でここについては具体例を挙げております。例えて言えば、防災研修や各種ハラスメント研修も開催していく必要があるというようにことを上げておりますし、検討の場でもそういう発言をさせていただきました。ただし、今回の検証に対する付言という意味では、これをするということが書かれている条文ではないですし、条文の内容も含めて、今後どのような研修の形や研修の内容をするべきかということを検討する必要があるのではないかという意味での付言が必要かなと思いましたが、具体案としてのものは書かず、そういうものが必要ではないか、検討するべきではないかという、そういう書き方にさせていただきました。以上です。

**○稲田委員長** では、意見等ございますでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 第2項かな、これでいけば3行目の文章で、これ第2項ね、条文で、議員の政策の形成及び立案に関する能力の向上を図るため、議員研修の強化及び充実、これが条文ですよ。言ってることは、研修内容を時代に即したものに回数を、そういったことを検討すべきだというのは、それはそうだと思います。ただ、条文そのものは、その研修の強化及び充実というふうにあるので、これを基にそれぞれ、じゃあ、どういう研修にしようか、回数どうしようか、これは、それこそ臨機応変に協議して決めればいいことではないかと思えます。条文そのものに研修内容とか実施回数を書き込む、この本条例改正も視野に入れたとあるので、条文そのものにそういったものを入れるのはなかなか難しいし、だから、そういう必要もないのではないかと。条文の議員研修の強化及び充実ということで、十分それは条文としては表されているのではないかと。いうふうに思ったのですが、言うこと、私、誤解してるでしょうか。

**○稲田委員長** 今城委員。

**○今城委員** おっしゃるとおりだろうと私も思います。なので、ここの条文というか、付言の部分でいうと、視野に入れた研修の在り方について検討というふうにありますので、条文を改正しなさいと言っているという意味で書いてないですので、そこら辺が誤解を受けるってことでしたら、30日までとおっしゃってるところの訂正、修正等を皆さんで検討いただければいいかなとも思いますし、内容について、ここに書き込むか、書き込まないかっていう部分も含めて皆さんの御意見も頂戴しながらと思っていますので、そこら辺は皆さんの30日までのところで検討をいただいた上で、委員会で検討いただくということでいいかなと思っています。

**○稲田委員長** 付言事項の修正は、一応提出された委員のほうがされるか、されないかと。  
(「あっ、そうですか。分かりました。」と今城委員)

**○稲田委員長** 意見は聞いたけど、反映するしないは、あくまでも提出者に委ねたいと思

いますので、御理解いただきたいと思います。

ほか意見等ございますでしょうか。よろしいですね。

では、次に進みます。条文について、こちらも今城委員、お願いします。

**○今城委員** これは、前回の平成30年3月の改正結果の検証結果報告書を見ながら、付言の形ということも考えながら、検討しながらしました。の中で、最終行のところで、これらの条文について、地方自治法や実情に合わせた形での条文を見直す必要があると思われるという付言がついていましたが、この4年間、私たちもそうですけれども、このことについてあまり検討をしてきてなかったのかもしれないなというところを感じました。今回の検証をしていく中で、先ほど蒼生会さんの市民という御意見があったところの内容のところもそうなんですけれども、解釈が違っているとかっていう部分がやはり少し現実的ではないなと思うところや、現状に即してないなという思いや、何かそういうことがあってるなということ踏まえた上で、今回課題として、委員長も課題については検討していくというふうにお話くださったところもありますので、今後という意味も含めて、課題等についても条文の見直す必要があると思われるというところになりました。条例として解釈が常に違うとか、考え方が常に違うということが本当にあっているのかなという部分も含めて、条文についてということで記載をしました。以上です。

**○稲田委員長** 意見等ございますでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** この中の条文についての解釈が様々に生じというふうに書いてありますが、これは、いろんな解釈がある条文、多分陳情で市民を限定してるかどうか、それから公開するところの全ての会議、全員協議会が入るかどうか、どっちかなという、そういった議論はあったと思います。でも、これは、この条文は様々解釈ができるねではなくて、条文の解釈はもう確定したものでした。それを正しく理解、解釈してないだけだったと私は思っています。

それから、もう一つは、地方自治法との整合性が取れていない点、矛盾している点、これは、具体的にどういう点がというのがちょっと私にはよく分からないということです。

**○稲田委員長** 今城委員。

**○今城委員** まさに市民という定義について、前回も、この条文では市民という定義がなされていないというところが一つは課題であるとなるだろうということを踏まえてですが、今、それがこの条文にないというところを踏まえると、上位法である地方自治法等で市民という定義というところについて事務局からも、局長からも法の解釈としての部分をお聞きしたところですが、そのようなところで、やはりそれぞれがどういう市民という像を持っているのかというような解釈がそこ違うというふうになってくると、根本的に考え方が全く違うところからスタートするのではないかということ私をちょっと危惧したところですので、そういう意味でここを記載して、今の条文に対して今回どうだったのか、そして、次に向かっていくためにこういう付言をするということが基本だと思っていますので、今そういうところが課題として浮き彫りになったなというところは、前回の皆さんとの討議の中でもそれは思ったところですので、このような書きようにさせていただいたところですので。

**○稲田委員長** よろしいでしょうか。

では、次に移ります。議員間討議について、土光委員、お願いします。

○土光委員 特に付け足すことはなくて、書いているとおりです。

○稲田委員長 こちらに対して意見等ありましたらお願いいたします。特にないですね。

では、次に移ります。議会の市民への公開について、こちらも土光委員、お願いいたします。

○土光委員 まとめて言ってしまいますが、6、7、8、基本的に書いてるとおり、読んでいただければ分かると思ってますので、特に付け足すことはないです。

○稲田委員長 そういたしますと、今、議会の市民への公開についてに対して、まず委員の皆様からの意見等があればお願いいたします。

手が挙がりませんので、次に進んでよろしいでしょうか。

では、次に進みます。議会報告会について、意見等ございますでしょうか。

奥岩委員。

○奥岩委員 議会報告会について、たしか意見も出てたような記憶があるんですけど、すみません、不確かなんですけど、議会報告会の内容については要綱のほうで定めてありますので、議運のほうで議論してももちろんいいとは思んですけど、広報広聴のほうでも検証が必要なのかなと思いますので、ちょっとその辺り、また正副のほうで御確認いただけたらと思いますので、お願いします。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 ちょっと今の指摘に関してこの開催要綱のことですが、これは、広報広聴委員会、どういうふうにするかというのは開催要綱に沿ってしかできないという立場だと思います。むしろ多分、だから、議運になると私思うんですけど、そういった意味で、今の開催要綱、議会報告会、何をするかというのは、具体的にもうある意味で確定的に書かれているので、それをもうちょっと幅広く、こんなこともやったらどうかということは議運で議論して検証したらどうかというのが、ここで私が言ってることです。

○稲田委員長 ほかに意見ございますでしょうか。

安達委員。

○安達委員 すみません、お隣においてあれですが、議会報告会の最終のところ、表記ですが、必要に応じて改定すべきというのは、必要に応じてっていうその表現がちょっと分かりづらくて、その前のほうのところ、となるよう検証し、改定すべきということではないのかな。必要に応じての、その条件をつけることがちょっと分かりづらいんですが。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 別に今のなくてもいいかなと思いますけど、言ってることは、まずきちんと見直して、検証というのは、内容をきちんと見直して、その結果、改正すべきところがあるなというふうになれば改正すべき。だから、見直して、改正すべきところがあるなと思うというのを必要に応じてという表現で書いたのですが、別に必要に応じてを省いても、検証、ああ、でも、これ必要に応じてがなければ、検証し、改定すべきであるで、改定すべきというふう言い切ってしまうようになるので、やっぱり検証して、必要があれば改定、必要がなければ改定しなくてもいい、ということでもいいのではないかと思います、という意味で書きました。

○稲田委員長 安達委員。

○**安達委員** となると、判断するのは、どの時点で誰がというのが少し欠落しているように思うんですが。議運として検討すべきということだとすっきりするんですが、必要に応じてという条件をつけられると、じゃあ、しなくていいのっていうふうに判断しかねないので、そこはすっきりしないところがありますが。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** もしこの文章で必要に応じ、これがないとすると、となるよう検証し、改定すべきである、つまり、改定すべきというふうに言ってることになるので、私はそこまでは言うつもりないので、検証した結果、これでいいというならば改定せんでもいいし、だから、必要に応じて。これがないければ改定すべきであるという付言事項になって、ちょっとそういうふうには言っていないというのがこの文章の趣旨です。

○**稲田委員長** 今城委員。

○**今城委員** 今回、持ち帰りをさせていただいておりますが、検証結果のところの、この議会報告会5条の2の1項、2項の最後のところで、議会報告会開催要綱の検証、改正は、必要に応じて検討すべき課題として浮上したというふうに評価内容を正副でつけさせていただいているんです。これは皆さんの御意見を頂戴した上でということにしております。ここで検証結果をこういうふうに行っているということ踏まえて、ここの検証、また必要に応じての改定っていう、すべきであるというふうに付言としてされているので、なかなか受け入れ難い部分もあるかもしれないとは思いますが、評価内容としてこのようにつけさせていただいたという上で、付言事項としてここに必要なのかという判断を考えたときに、私はここで付言事項が必要なのかというところはちょっと疑問かなというふうな思いがしまして、ただ、今現在、付言の検討をさせていただいている段階では、この検証結果の評価内容については皆さんに御提示しただけで、一つ一つ、1個1個、御説明をしていないという状況ですので、この辺あたりも考えていただいた上で、もし条文の修正等があればというところで御意見があればというところでいいのかなというふうに思います。以上です。

○**稲田委員長** ほかがございますでしょうか。ないですね。

そういたしますと、次に移ります。議会基本条例とその検証結果について、こちらに対して意見等あればお願いいたします。特にないでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** では、ページを進めていただきまして、裏面になります。議員間の自由な討議について、こちら又野委員、お願いいたします。

○**又野委員** 私の出させてもらった付言事項についてなんですけども、前置きとして、資料1のほうの評価内容のところ述べてなかったら、付言事項として出していいのかなという考えもありまして、取りあえず出させてもらったというのがまず前提としてあります。そこで、この議員間の自由な討論についてですけれども、資料1の2ページの3条の第1号のところにも同じような文言が載ってますので、今回この議員間の自由な討議についてという部分では、この付言事項は取り下げてもいいかなと考えております。以上です。

○**稲田委員長** では、御説明いただいたとおり、こちら取下げということで、皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** そういたしますと、取下げといたします。

次で最後でございます。さらなる情報発信について、こちら又野委員、お願いいたします。

**○又野委員** 先ほどの話の続きでいうと、評価内容のところでは触れられているかどうかというところになるんですけども、インターネット中継については触れられてるところが評価内容であるんですけども、全員協議会の会議録をホームページで公開という点については、評価内容のところではなかったと感じておりますので、これはこのまま付言事項で出させていただきたいと思っております。以上です。

**○稲田委員長** では、さらなる情報発信について御意見等あればお願いいたします。

手が挙がりませんので、特段ないというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** では、以上で今日予定しておりましたものは終了でございますが、もう一度、この後の流れを確認して終わりたいと思います。

又野委員から一つ取下げがございましたが、それ以外の内容につきましては、提出者におかれまして、今日出た意見を踏まえて追加、修正等あれば、11月30日までに議会事務局へ提出をお願いいたします。当初の案でそのままいかれるという方は提出の必要はございませんが、願わくば一言、このままでいきますというふうに議会事務局にお伝えください。よろしくをお願いいたします。提出されたものは、適宜また委員のほうに配付をお願いいたします。

その後になります。先ほども冒頭申し上げましたけど、ちょっと時間が空きますが、12月定例会の最終日でございます。12月21日の定例会閉会後の議会運営委員会で、最終的に付言事項の採決を行ってまいります。全会一致となりました場合は付言事項として掲載したいと思いますが、全会一致以外の場合にはその他の意見として載せたいと思います。その場合は、文言のほうを私並びに副委員長と少し考えさせていただきながら、短い文面にとどめる等の工夫、調整をいたしますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

あと、一応、その後を申し上げますと、予定では1月になります。令和4年1月17日の閉会中に議会運営委員会を開きまして、最終的なこの報告案がまとまりますので、皆さんに提示させていただき、2月14日の同じく閉会中に議会運営委員会を開き、最終的に確認という流れ。当初、スケジュール出しておりましたので、今のところ、そのスケジュールどおり進んでおるとのことですので、よろしくをお願いいたします。

あと最後に、次回の議会運営委員会でございますが、11月16日火曜日午前10時から開会いたしますので、こちらよろしくをお願いいたします。

以上で本日用意したものは終了でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** 議長、副議長、ございますでしょうか。

〔「ありません」と岩崎議長〕

**○稲田委員長** では、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

**午前10時40分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 稲 田 清